

関係者各位

お 知 ら せ

**大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の
課税期間の延長について**

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）（以下「中国」という。）産水酸化カリウムに対しては、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成28年政令第196号）」に基づき、不当廉売関税が課されているところです。

今般、対象貨物の課税期間延長に係る調査結果に基づき、当該課税期間が5年間延長されることとなりました。

つきましては、下記をご参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門（電話番号：078-333-3086）へ照会願います。

記

1. 課税物件（変更なし）

関税定率法別表第2815.20号に掲げる韓国及び中国産の水酸化カリウム

2. 不当廉売関税率（変更なし）

韓国産：49.5%

中国産：73.7%

3. （延長後の）課税期間

平成28年8月9日～令和8年8月12日まで

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門

電話番号：078-333-3086